

茨城工業高等専門学校学生準則

〔昭和39年4月1日
制 定〕

第1章 誓約書及び保護者等

第1条 学生は、学則・学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別紙第1号様式により在学中の保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等となる者は、在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等を変更した場合は、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定めて別紙第2号様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 本校の学生は、毎学年の初め本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又は毀損したときには、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学・退学・欠席等

第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3カ月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て、校長に対して、別紙第3号様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、学級担任教員を経て別紙第4号様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学しようとするときは、学級担任教員を経て別紙第5号様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は、改氏名その他一身上の異動があつたときは、直ちに校長に届けなければならない。

第12条 学生及び保護者等が住居を変更したときは、直ちに別紙第6号様式による住居変更届を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席・欠課・遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て校長に本校所定の様式による欠席（欠課・遅刻・早退）届を提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむをえない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

第14条 父母近親の喪に服するときは、本校所定の様式による忌引願を学級担任教員を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

第4章 服装

第15条 学生の制服は、スーツ又はブレザーとする。

2 学生は、学校が指定する行事には、制服を着用するものとする。

3 前項の行事の場合のほか、学生が制服と異なる服装をするときは、本校学生としての体面を損なわないように留意しなければならない。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 健康診断

第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会を置く。

第19条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第20条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第21条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営についてつねに深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うにあたっては、校長の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合にかぎり、学外団体に加盟することができる。

第22条 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第23条 学生会に、総会、評議会、執行部役員会、委員会、クラス会、運動部本部、文化部本部及び部・同好会を置く。

2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

3 評議会は、執行部役員会役員、クラス代表及び副代表、運動部本部長、文化部本部長をもつて構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。評議会には必要に応じて各委員会委員長その他を加えることができる。

4 評議会には、必要に応じて各委員会委員長その他を加えることができる。

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及びその任期
- (6) 総会の機能及びその権限
- (7) 会議種類名称機能及び権限
- (8) 部・同好会の種類とそれらの機能
- (9) 会費に関する事。
- (10) 会計に関する事。
- (11) 校長の最終決定権及び指導教員に関する事。
- (12) 会議招集に関する事。
- (13) 部・同好会活動の連絡調整に関する事。

- (14) 選挙に関すること。
- (15) 会議、部・同好会、会計及び選挙などの細則に関すること。
- (16) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (17) 規約の改正に関すること。
- (18) 規約発効の期日に関すること。

第25条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

第26条 学生会の指導については、校長の命を受けて、副校長（学生主事）が総括する。

- 2 運動部本部、文化部本部及び部・同好会にそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は、校長が命じ、副校長（学生主事）の総括のもとに、運動部本部、文化部本部及び部・同好会活動の指導にあたる。
- 4 部の部長及び同好会の会長は、年度始めに、本校所定の様式による課外活動届（年間計画表及び部員名簿を添付）を副校長（学生主事）を経由して校長に提出すること。

第27条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもつて会員となる団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名のうえ副校長（学生主事）を経て、校長に本校所定の様式による学生団体結成許可願を提出して、その許可を受けなければならない。

第28条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずることがある。

第29条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名のうえ、副校長（学生主事）を経て校長に本校所定の様式による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

第30条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第7章 集会

第31条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設・設備の名称、参加者数等を記載した本校所定の様式による集会（催物その他の行事）許可願を1週間以前に、責任代表者から副校長（学生主事）を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、副校長（学生主事）の指示に従うものとする。

第32条 前条の場合、本校学生の身分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売

第33条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物原稿2部を副校長（学生主事）を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9章 掲示

第34条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写をそえて当該掲示物を副校長（学生主事）に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 学内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第10章 募金その他の行為

第35条 学生個人又は学生団体が校内及び校外において本校名又はそれに類する名称を使用して、募金・調査・署名運動その他の行為をしようとするときは、事前に許可願を副校長（学生主事）を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第11章 施設・設備の使用

第36条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した本校所定の様式による施設・設備使用許可願を、副校長（学生主事）を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

第12章 雑則

第37条 本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成8年1月25日から施行する。

附 則

この準則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この準則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成19年12月4日から施行する。

附 則

この準則は、平成29年2月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年4月1日から施行する

誓約書

茨城工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

茨城工業高等専門学校

氏 名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

保護者等変更届

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
			工学科 コース
	主専攻	系	
	氏名	(自署)	
保護者等	氏名	(自署) ※1	

※1 変更後の保護者等の自署

下記のとおり保護者等を変更しましたので、届け出ます。

記

変更の理由			
変更後	氏名	(印) ※1	
	本籍		
	現住所	〒	
	TEL		
	職業		
	学生との続柄		
変更前	氏名		
変更年月日	年 月 日		

- (備考)
- 1 学生本人の住所を変更した場合は、別途「住所変更届」を提出してください。
 - 2 授業料等の引き落とし口座を変更する場合は別途手続きが必要です。

休学願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科 専攻	工学科 専攻	
	主専攻 コース	系 コース	
	氏名	(自署)	
保護者等	氏名	(自署)	

私は下記理由により、休学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

休学の理由			
休学の期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	

(備考) 疾病により休学する場合は、医師の診断書を添付すること

復 学 願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科 専攻	工学科 専攻	
	主専攻 コース	系 コース	
	氏名	(自署)	
保護者等	氏名	(自署)	

私は下記理由により休学しておりましたが、このたび復学いたしますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

休学の理由	
復学の期日	年 月 日

退 学 願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科 専攻	工学科 専攻	
	主専攻 コース	系 コース	
	氏名	(自署)	
保護者等	氏名	(自署)	

私は下記理由により、 年 月 日を持って退学したいので、ご許可
くださるようお願いいたします。

記

理由 (詳細に)	
-------------	--

(備考) 疾病により退学する場合は、医師の診断書を添付すること

住所（本籍地）変更届

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	工学科 コース		
	主専攻	系	
	氏名	(自署)	
保護者等	氏名	(自署)	

このたび、下記のとおり変更いたしましたので、届け出ます。

記

変更者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 保護者等
変更事項	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍地
変更前	〒 TEL :
変更後	〒 TEL :
通学経路図	

※ インターネットを利用した地図の添付でも可